

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第10回）

日時：令和2年5月8日（金）15：30～

場所：第1委員会室

1 開会

2 議題

（1）国・県・市の対応状況（こども保健部）

【別添資料1～5】

（2）今後の対応方針（教育委員会・こども保健部・総務部）

- ・小中学校
- ・幼稚園、保育園等、放課後児童クラブ
- ・公共施設（指定管理者制度導入施設を含む）

（3）報告事項

- ①総合相談窓口実施状況（こども保健部）
- ②特別定額給付金事業について（環境福祉部）
- ③津山市自立相談支援センターの対応状況（環境福祉部）
- ④津山市住居確保給付金の給付状況（環境福祉部）
- ⑤個人向け緊急小口資金等の貸付状況（環境福祉部）
- ⑥商工業・観光業への影響等について（産業文化部）

（4）その他

- ・総合相談窓口の設置期間の延長及び開設時間の変更について

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	栗野 道夫	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1) 国・県・市の対応状況

1) 国の対応状況 (5月1日以降)

- ・ 5/1 第12回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 (別添資料1)
- ・ 5/4 第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 (別添資料1)
- ・ 5/4 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
⇒新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (案)
- ・ 5/4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 (別添資料4)
緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長
- ・ 5/7 レムデシビル製剤が新型コロナウイルス治療薬として特例承認

2) 県の対応状況 (5月1日以降)

- ・ 5/5 第16回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒岡山県緊急事態措置として3点を要請 (別添資料5)
 - ①外出に際しての協力要請
 - ②イベントの開催自粛要請
 - ③適切な感染防止策の協力要請

3) 市の対応状況 (5月1日以降)

- ・ 5/1 「第9回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
⇒学校等の今後の対応、公共施設の休館等 (5月31日まで)、特別定額給付金について
- ・ 5/2 新型コロナウイルス感染拡大防止啓発チラシ新聞折り込み
- ・ 5/8 「第10回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

(2) 今後の対応方針

本部会議資料

今後の学校再開に向けて

令和2年5月8日
津山市教育委員会

今後の学校再開について、次のとおりに対応していくこととする。

1 国の動向について

下記の方針、提案により、地域の感染状況に応じ、また、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開する旨の方向性が示された。

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（5月4日変更）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（5月4日）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（5月1日）

※5月14日に、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催される予定。

2 本市の今後の学校再開について

今後の状況を見極め、大型連休明け2週間が経過する5月20日以降、5月31日（日）までの間に臨時休業を終了し、早期に学校を再開することを検討する。

【再開の条件】

- (1) 津山市内に新たな感染者が確認されないこと。
- (2) 「新しい学校生活様式」（別紙参照）が保護者、児童生徒に周知徹底されること。

3 学校再開時の教育活動実施上の留意点について

- (1) 「新しい学校生活様式」を定め、事前の登校日等で、学校関係者並びに保護者、児童生徒に周知すること。
- (2) 学校の実状に応じて、分散登校等を設けるなど、段階的に学校教育活動を開始すること。
- (3) 今後の学習の進め方などについて保護者に丁寧に説明すること。
- (4) スクールカウンセラー等と連携し、学習や感染に対する不安やストレス等を感じている児童生徒の心のケアに当たること。

4 臨時休業延長に対する代替措置について

夏季休業期間を短縮する等、授業時間の確保を行うことを検討していく。

津山っ子5つの 新しい学校生活様式（案）

津山市教育委員会

今後、新型コロナウイルス感染症を予防するため、学校では次のことに気をつけて生活します。ご家庭でも、親子でしっかり話し合ってください。

マスクの着用

必ず、授業中もマスクをつけて
過ごします。



石けんで しっかり手洗い

登校後の30秒間の手洗いと、
授業前後などには、手指を消毒します。



人との間かく

人との間かくは、できるだけ2m、
(最低1m) あげます。

~~×~~ 密集

かん気

教室のかん気は、30分に1回はして
空気のよく通る場所で過ごします。

~~×~~ 密閉

食 事

食事の時は、横ならびで座り、準備や食べている
時は、おしゃべりはひかえめにします。

~~×~~ 密接

(3) 報告事項

①津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口 実施状況

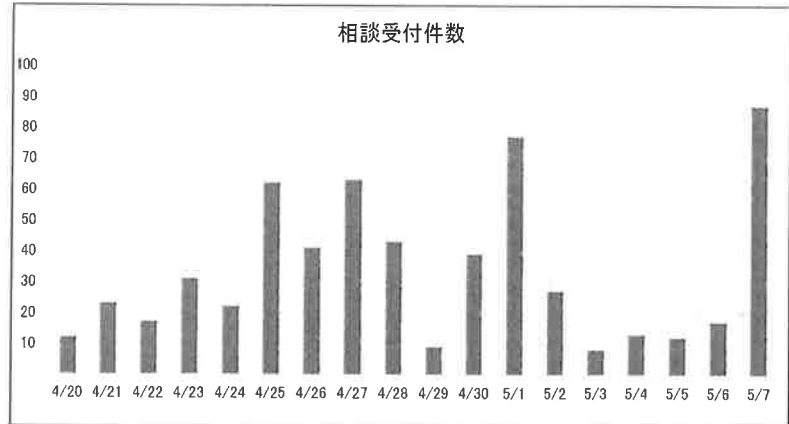
(令和2年4月20日から5月7日までの18日間)

相談合計

603件(1日平均 33.5件)
(連休5日間 1日平均15.4件)

主な相談内容

- ①給付金関係 248件
- ②感染不安 102件
- ③その他 71件



4月24日(感染確認前)までの5日間、25日(感染確認後)以降6日間、5月1日以降(給付金オンライン申請開始後)の申請相談内容の比較

	感染確認前5日間 (4月20日~24日)	感染確認後6日間 (4月25日~30日)	給付金オンライン申請 受付後7日間(5月1日~7日)	合計
1 感染不安	15	64	23	102
2 受診相談	4	15	14	33
3 イベント等	5	4	3	12
4 資機材(マスク・消毒液・ ティッシュ他)	5	6	1	12
5 風評・偏見等		19	1	20
6 対応・予防(消毒配置や普 及啓発、市・国・県の対応)	8	13	5	26
7(健康に関すること)その他	1	6	3	10
8 学校に関すること	1	3	3	7
9 幼稚園・保育園	1	3		4
10 事業者向け対応	11	11	4	26
11 産業支援センター	6	3	17	26
12 納税関係	3	1	1	5
13 悪質商法		1		1
14 給付金関係	34	58	156	248
15 その他	11	50	10	71
合計	105	257	241	603

※連休中の相談件数は少なく、給付金オンライン申請受付後は、相談内容の約65%が給付金関係となっている。

(3) 報告事項

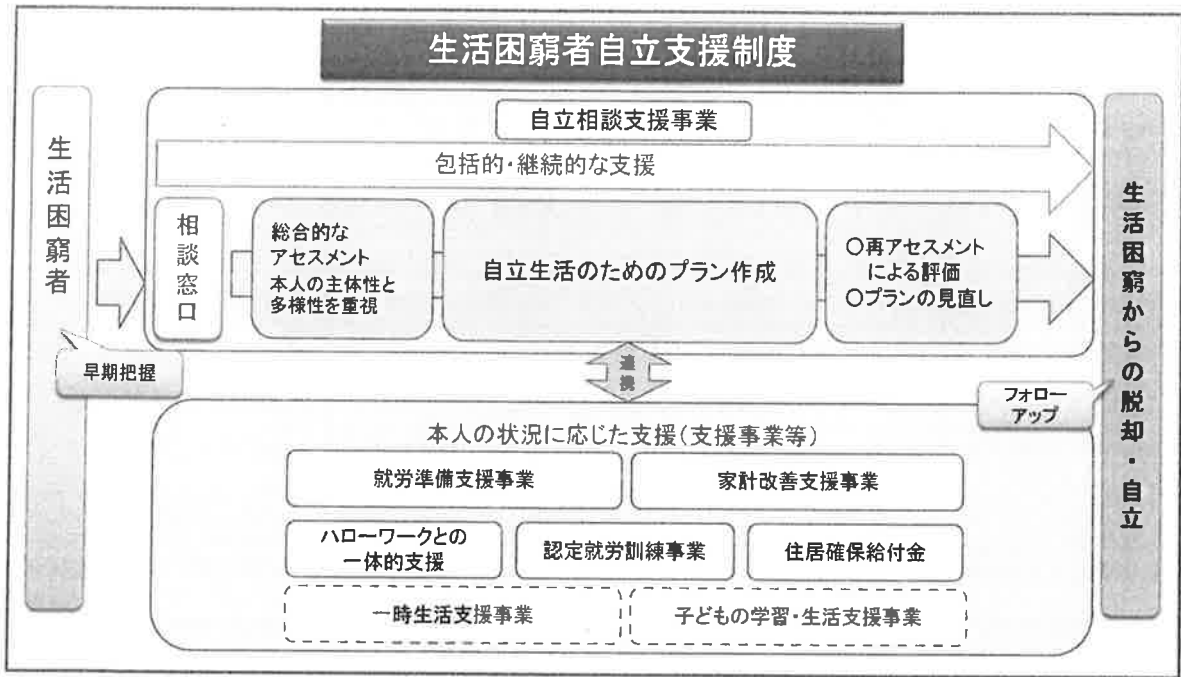
②特別定額給付金事業について

事業概要

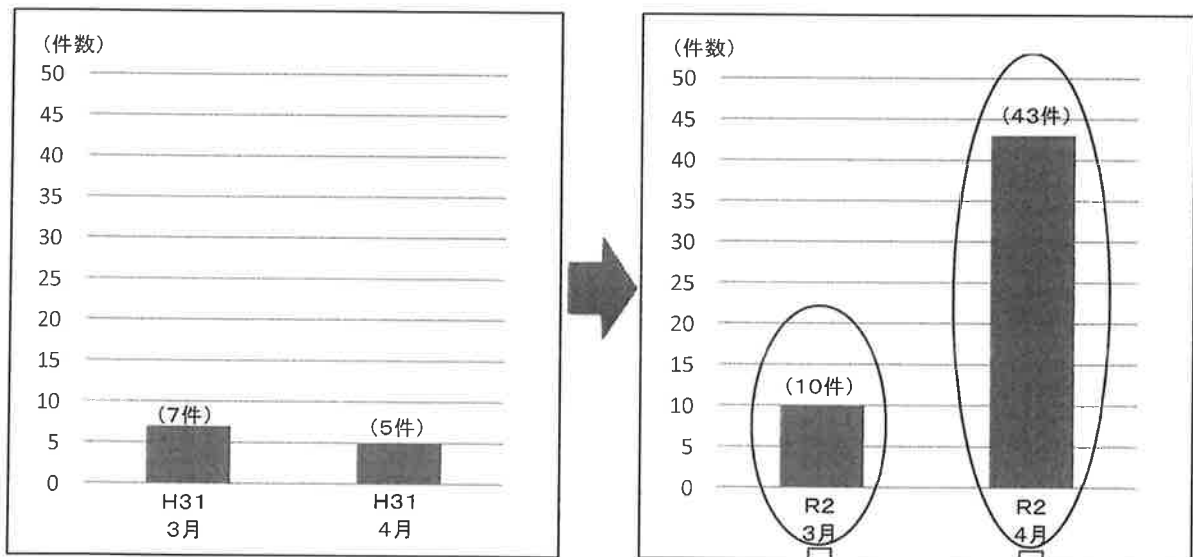
- (1) 給付対象者 令和2年4月27日(基準日)において津山市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 給付額 世帯員一人当たり 100,000円
- (3) 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
- (4) 申請方法
- ①郵送方式:申請書に本人確認書類及び通帳等のコピーを添付し、返信用封筒による郵送(5月18日(月)に受給権者に対し申請書を発送予定)
 - ②オンライン方式:マイナンバーカードを利用した電子申請(5/1(金)から申請受付を開始)
- (5) 給付方法
原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込とする
- (6) 給付開始予定日
- ①オンライン申請 5/18(月)から順次振込
 - ②郵送による申請 5/25(月)から順次振込

③ 津山市自立相談支援センターの対応状況

1 概要



2 相談者の推移



3 相談への対応状況

- R2年3月
- 10件
 - 新型コロナウイルス関係 (3件)
 - 3件 (社協貸付相談)
 - 通常相談
 - 5件 (健康、生活相談)
 - 2件 (住居相談)
- R2年4月
- 43件
 - 新型コロナウイルス関係 (38件)
 - 17件 (住居確保給付金相談)
 - 17件 (社協貸付相談)
 - 4件 (生活保護等相談)
 - 通常相談 (5件)
 - 5件 (健康、生活相談)

(3) 報告事項

④ 津山市住居確保給付金の給付状況

①概要

【主な支給要件】

- ・ 離職により経済的に困窮し、住居を失っている方または失う恐れのある方
- ・ 離職等後2年以内の方または休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方（国の基準変更箇所）
- ・ 世帯の生計を維持している方
- ・ 申請月の世帯収入月額が、下記の金額であることと、世帯全体の預貯金等は資産基準額以内であること

世帯収入月額	単身世帯	78,000円+家賃額（上限31,000円）=109,000円未満
	2人世帯	115,000円+家賃額（上限37,000円）=152,000円未満
	3人世帯	140,000円+家賃額（上限40,000円）=180,000円未満
資産額	単身世帯	468,000円以下
	2人世帯	690,000円以下
	3人世帯	840,000円以下

【支給家賃額】

給付上限額	単身世帯	31,000円
	2人世帯	37,000円
	3人世帯	40,000円

【支給要件】

原則3ヶ月（一定の要件を満たす場合は最長9ヶ月）

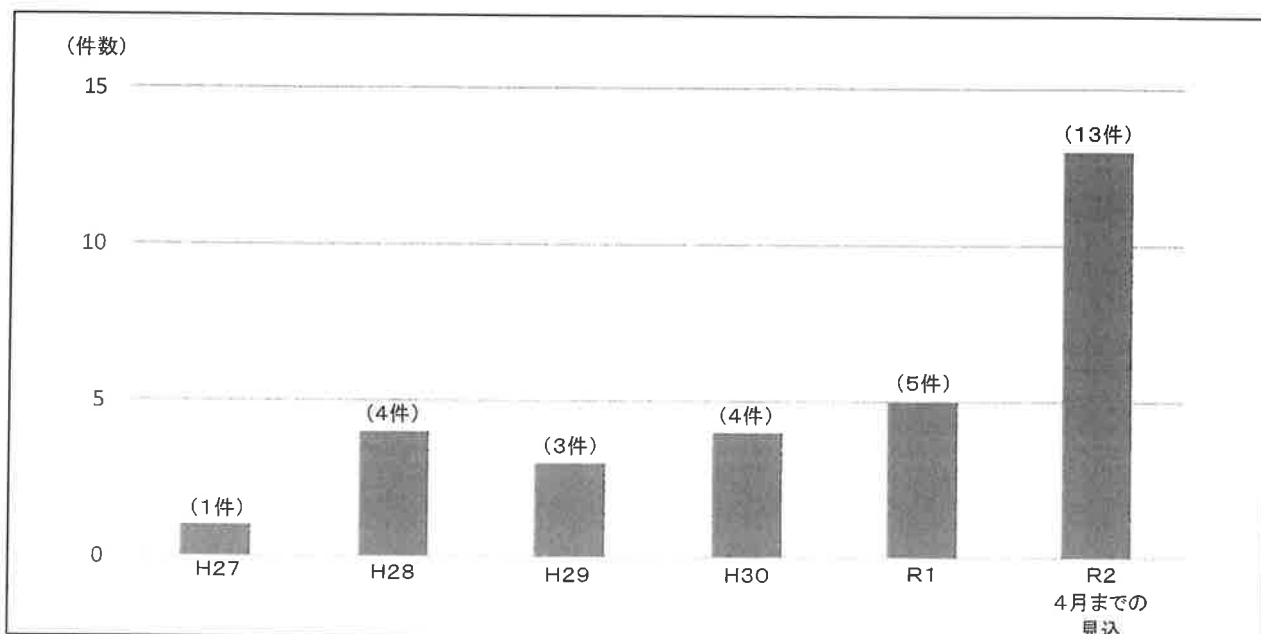
【支給方法】

賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等に市が直接支払う

②相談者の状況（令和2年度 4月30日現在）

- 相談件数・・・17件
- ・うち給付見込件数・・・13件

③給付件数の推移



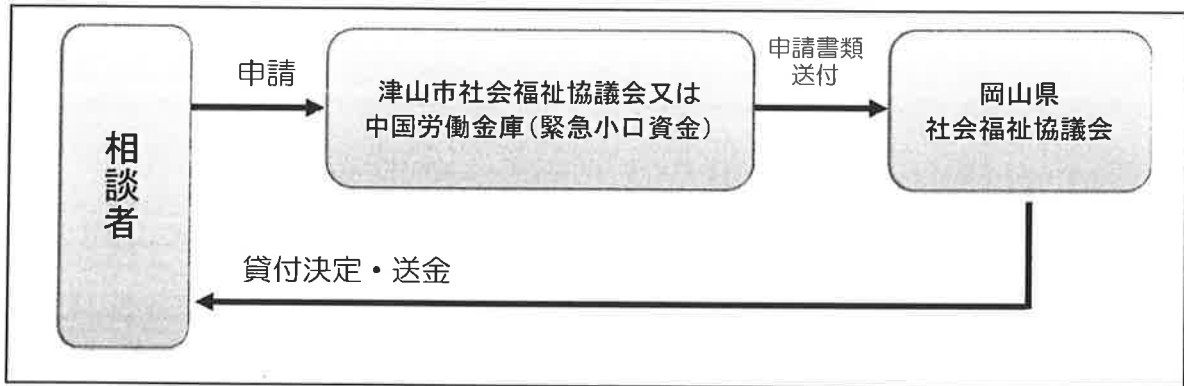
(3) 報告事項

⑤ 個人向け緊急小口資金等の貸付状況

1

項目	緊急小口資金	総合支援資金
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける ・貸付上限額：10万円以内 (ただし特別の要件に該当の場合は20万円以内) ・据置期間：1年以内 ・償還期限：2年以内 ・貸付利子：無利子 ・保証人：不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建までの間に必要な生活費を貸し付ける ・貸付上限額 月20万円以内(2人以上の世帯) 月15万円以内(単身世帯) ・貸付期間：原則3ヶ月以内 ・据置期間：1年以内 ・償還期限：10年以内 ・貸付利子：無利子 ・保証人：不要
申込受付期間	令和2年3月25日～令和2年7月31日	

2

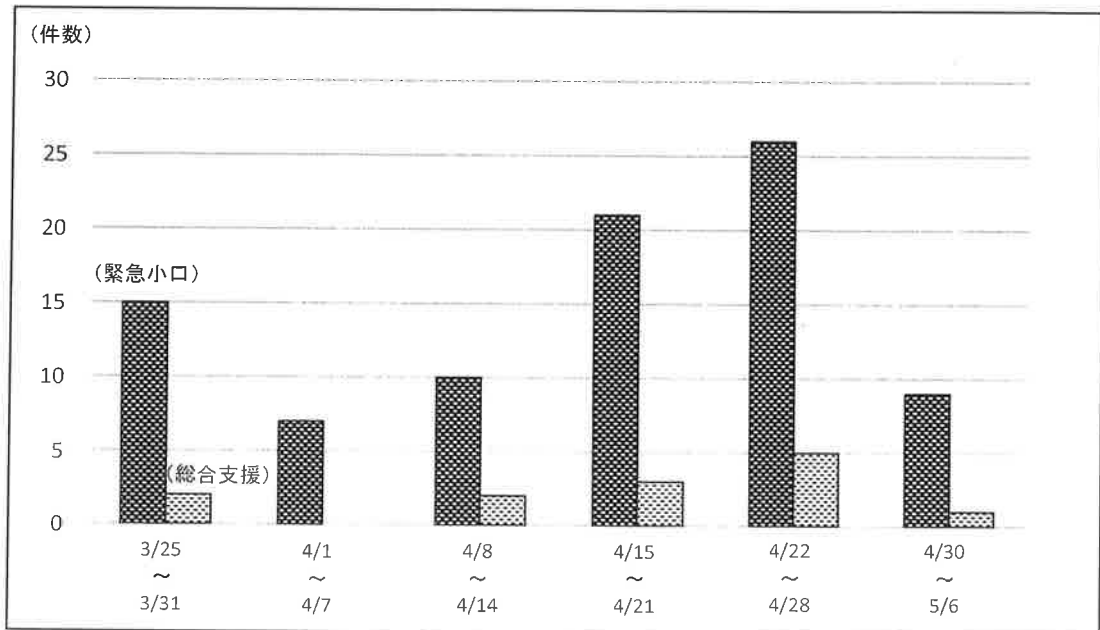


※中国労働金庫は4/30から窓口拡充

3

○5月6日現在の申請状況

- ・緊急小口資金：88件（相談件数：161件）
- ・総合支援資金：13件（相談件数：34件）



※土・日・祝日は窓口休み

⑥ 商工業・観光業への影響等について

1. 商工業、観光業の現況等

新型コロナウイルス感染症の経済面への影響は、本市でも大きくなっていると認識しており、これまでの聞き取り調査では、既に影響が出ているとの回答が多くなっている。

飲食業、宿泊業、貸切バス、タクシー事業者等からは、厳しい状況を踏まえた切実な声が寄せられているが、小売業や製造業をはじめとした他業種からも相談が入りつつあり、金融機関からも全業種に影響が広がっていると示唆を受けている。

2. 事業者向け対応の現況等

・新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

令和2年3月9日の開設以降、累計相談件数は120件（5／7時点）
内訳は来庁が43件、電話が77件である。業種別では飲食業が31件、小売・サービスが32件、製造業が5件、運送業が4件などとなっている。

相談内容は主に持続化給付金、無利子・無担保融資、雇用調整助成金等であるが、国制度の公表等により、問合せ内容も変化している。

近日においては、持続化給付金に関する問い合わせが多くなっている。

・セーフティーネット保証 申請件数等

令和2年3月以降の申請件数は累計で100件（5／8時点）

県が創設した新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱が5月1日から開始されたのを受けて、民間金融機関からの問合せや保証等の認定申請が大幅に増加しており、連休中（5月2日～6日）も相談窓口を開設。

連休中の内訳は来庁が25件、電話が37件の合計62件であった。

3. 現在の取組み等

①津山支縁プロジェクト サイト登録店舗数55店舗（5／8時点）

売上が激減している事業者の商品の販売情報やサービスの内容等を掲載し、市民に購入を促すこと、また、この取組により、廃業や事業縮小を防ぐことを目的として、4月30日に同サイトを立上げ

②タクシーによる飲食店からの宅配開始について

国制度の一部規制緩和等を踏まえ、市内のタクシー事業者（12社）は、飲食店からの宅配を4月30日から開始

(4) その他

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口
の設置期間の延長及び開設時間の変更について

令和2年4月20日から「津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口」を設置しており、4月25日には市内で感染者が発生したことから、開設時間の拡大を行ったところです。

当該窓口については、当面の設置期間を5月11日までとじていましたが、国による緊急事態宣言が5月末まで延長されたことや、未だ感染が収束していないことなどから、窓口の設置期間を延長いたします。

一方、窓口の開設時間については、現在の相談件数等の状況から、5月12日以降は拡大前の時間帯に戻します。

なお、5月15日に特別定額給付金事業推進室（東庁舎1階E101会議室）を設置する予定であるため、同日以降の特別定額給付金に関する問い合わせについては、当該推進室において対応することとします。

記

- 1 設置期間 令和2年5月31日（日）まで延長
- 2 開設時間 午前9時から午後5時までに変更（土日も開設）
※変更前：午前8時30分から午後8時まで
- 3 開設場所 本庁舎2階 202会議室（変更なし）
電話番号0868-32-2062（変更なし）
- 4 人員体制 現行：平日 9名 / 土日・祝日 7名
変更後：①5月12日（火）～5月14日（木）
平日 5名
②5月15日（金）～5月31日（日）
平日・土日とも 3名

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月1日）の概要

1 感染の状況

- 全国の様子は、日ごとの新規陽性者数は4月10日前後は700人近くにのぼっていたが、直近では200人程度に留まる日も増えてきた。3月20日過ぎから生じた発症者の増加のスピードに比べると、減少のスピードは穏やかである。
- 医療提供体制については、平均的な在院日数は2～3週間程度。新規感染者が減少傾向に移行しても、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続する。

2 今後の見通し

- 地域で感染が再燃すれば、医療提供体制へ更なる負荷がかかるので、当面、外出自粛や特定の事業の営業自粛等の対策を維持することが望ましい。一方、感染状況は地域で異なるため、感染状況が厳しい地域、新規感染者が限定的となった地域と二つの地域が混在していくことを想定される。
- 厳しい行動制限を維持するか、新しい生活様式に移行していくかについては、感染が一定範囲に抑えられていること、医療提供体制が確保できていることを総合的に勘案して判断する。

3 今後求められる対応

- 新規感染者が限定的となった地域でも、再度のまん延が生じないように、長丁場の対応を前提とした「新しい生活様式」（別添資料2）の定着が必要である。再度、まん延した場合は、「徹底した行動変容の要請」を講じざるを得ない。
- クラスター対策 感染対策業務の効率化・保健所の支援、ICT活用等
- 医療提供体制の拡充 医療機関の機能分担、都道府県の調整機能の確保、軽症者の宿泊施設の確保
- PCR検査の拡充
- ワクチン、治療薬等について
- 学校 学習機会の保障、学校活動の再開のあり方について検討
- 社会的課題への対応 メンタルヘルス、DV、児童虐待、倒産、失業、自殺、一人暮らし高齢者・ひとり親家庭の生活、高齢者の健康維持、介護サービス等

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）の概要

1 都道府県別の感染状況の評価

- 新規感染者は減少しているが、収束のスピードが期待されたほどではないこと、地域や全国で再度感染が拡大すると、医療提供体制への負荷が生じる恐れから、当面、現在の緊急事態宣言下での枠組みを維持することが望ましい。
- 必要以上に市民生活への犠牲を強いることがないようにする必要があり、1～2週間経過した時期に、最新の状況等を踏まえた分析を行い、提言を行なっていく必要がある。

2 行動変容に関する具体的な提言

- (1) 感染拡大を予防する新しい生活様式について

(別添資料2:新しい生活様式の実践例)

- (2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの留意点

(別添資料3:業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの留意点)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
 - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
 - ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
 - ・ 施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

（ゴミの廃棄）

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

（清掃・消毒）

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

（その他）

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の概要

令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 5 月 4 日変更)

【緊急事態宣言】

引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、期間を 5 月 31 日まで延長する。緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。今後の対象地域の判断は感染状況と医療提供体制を踏まえて総合的に判断していく。

新規感染者数が減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の確保を行うなどの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が持続的に可能になる。

特定警戒都道府県ではこれまでと同様、外出自粛の要請等感染拡大防止の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)においては、「三つの密」の回避を中心とした、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする。

【感染状況】

未だ全国の新規報告者数は 200 人程度の水準となっていることや医療提供体制の負荷に対応する必要はあるものの、新規報告者数が減少傾向に転じている。

【自粛】

特定警戒都道府県は、引き続き「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指し、外出自粛について協力の要請を行う。生活や健康の維持のために必要なものについては対象外とする。感染の拡大につながる恐れのある施設の使用制限を要請等を行う。

それ以外の県は、県外移動、繁華街の接客を伴う飲食店等については、外出の自粛を促す。クラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、使用制限の要請等を行う。感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていく。

【職場への出勤】

特定警戒都道府県は、引き続き「出勤者数の 7 割削減」を目指す。在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤等を推進する。

【学校等の取扱い】

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境を作っていく。

【医療提供体制】

重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、軽症者等は宿泊療養を基本とする。特定都道府県はホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国はその取組を支援する。

【検査体制の強化】

感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、地域外来・検査センターの設置やドライブスルー方式等による診療を行う。初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。

岡山県緊急事態措置

- 1 区 域 岡山県全域
- 2 期 間 令和2年5月7日から令和2年5月31日
- 3 実施内容

岡山県は、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言の対象となっているが、特定警戒都道府県とはなっていないことや県内の感染状況を踏まえ、法第24条（都道府県対策本部長の権限）及び第45条（感染を防止するための協力要請）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行するため、以下の対応を実施する。なお、今後の流行状況や医療体制の状況等を踏まえ、必要な場合には、期間内であっても内容の見直しを行う。

（1）外出に際しての協力要請（法第24条第9項）

- ・ 県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えた移動は、仕事であっても極力控えることを要請する。
- ・ 密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、「3つの密」が重なる場所には、絶対に行かないことを要請する。
- ・ 特に、他県でクラスターが発生しているような施設への出入りは、行わないことを要請する。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等の実践を要請する。

（2）イベントの開催自粛要請（法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請する。

ただし、比較的少人数で行うものについては、感染防止策を講じた上で開催可能とする。

（3）適切な感染防止策の協力要請（法第24条第9項）

- ・ 事業を継続している施設及び再開する施設に対し、適切な感染防止策の協力を要請する。
- ・ 他県でクラスターの発生報告があり、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設に対し、適切な感染防止策の徹底を要請する。
- ・ 屋内運動施設、遊興施設及び遊技場については、適切な感染防止策が講じられない場合には、法に基づかない営業自粛の要請とする。

3（1）において県が出入りの自粛を要請する 他県でクラスターが発生した主な施設

- ・ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店
- ・ スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
- ・ バー
- ・ カラオケ
- ・ ライブハウス

3 (3) において県が要請する対策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・入場者の整理 (入場前の間隔 (できるだけ2 mを目安に) 確保)
- ・入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・有症状者の入場禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・施設の消毒 (共用部分 (エレベータのボタン、手すりなど) の定期的 (概ね1時間ごと) な消毒)
- ・施設内の換気 (概ね30分ごと窓の開閉など)

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・利用者の間隔 (できるだけ2 mを目安に) の確保又は従事者と利用者の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・混雑時の入場制限
- ・施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・施設内で激しい運動の禁止
- ・飲食を主目的としない施設内での利用者の飲食禁止
- ・飲食を主目的とする施設での家族以外の多人数での会食禁止

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・利用者の健康管理 (有症状者の利用の制限など)
- ・従事者の健康管理 (有症状者の自宅待機など)
- ・飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、遊技場のうちパチンコ店に求める対策

県外の居住者を入店させないこと